

五泉市起業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の新たな起業を促進するため、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「NICO」という。）が実施する起業チャレンジ奨励事業（以下「奨励事業」という。）の対象となった者に対して五泉市起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、五泉市補助金交付規則（平成18年五泉市規則第48号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を開設して起業しようとする者
- (2) NICO が実施する奨励事業の対象となった者
- (3) 市税に未納のない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、NICO が実施する奨励事業の定めのとおりとする。ただし、NICO の助成を受けようとする費目と同一のものに補助金を充てることはできない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は次の表のとおりとする。

		対象経費	
		100万円超～200万円	200万円超～
補助金	申請者以外に2人以上の新規雇用を伴う場合	NICO が助成する金額の1/2以内で上限額50万円	NICO が助成する金額の1/2以内で上限額150万円
	上記以外		NICO が助成する金額の1/2以内で上限額50万円

備考

- (1) 対象経費が50～100万円でNICOからの助成率が10/10の場合は補助金の対象とならない。
- (2) 2人（商店街に事業所を設置する場合、または買い物環境の改善が図られる事業の場合は1人）の雇用は雇用保険の一般被保険者となる労働者であること。ただし、3親等以内の親族を除く。なお、対象となる商店街はNICOの定めによる。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、NICOから採択の交付決定を受けた後、すみやかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) NICOに提出した奨励事業交付申請書類一式の写し
- (3) NICOの奨励事業採択交付決定通知書の写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書(第2号様式)

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容について審査及び調査した上で、補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助事業の変更承認等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業計画変更(中止・廃止・遅延)承認(及び補助金変更交付)申請書(第4号様式)により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき。
 - (2) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。
 - (3) 補助事業を遅延するとき。
- 2 市長は、同第1項の申請があったときは、その内容について審査及び調査し、承認する場合において、補助事業者に係る補助金交付の決定内容及びこれに付した条件を変更することができる。
- 3 市長は、補助事業者に事業計画変更(中止・廃止・遅延)承認(及び補助金変更交付)通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の中間報告として、次に掲げる書類を市長へ提出し、遂行状況を報告しなければならない。

- (1) 五泉市起業支援事業に係る事業遂行状況報告書(第6号様式)
- (2) NICOに提出した奨励事業に係る事業遂行状況報告書類一式の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合、事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- (1) 補助金実績報告書(第7号様式)
- (2) NICOに提出した奨励事業実績報告書類一式の写し
- (3) 経費執行状況表
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条による実績報告を受けた場合において、その内容を審

査及び調査し、適合すると認めるときは、補助金交付額の確定通知書（第8号様式）により、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

（企業化状況の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した1年後、次に掲げる書類を市長へ提出し、補助事業に係る過去1年間の成果を報告しなければならない。

- （1）五泉市起業支援事業に係る事業成果の企業化状況報告書（第9号様式）
- （2）NICOへ提出した奨励事業に係る事業成果の企業化状況報告書類一式の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の取消し及び返還）

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、又は変更し、補助事業者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の提出部数）

第13条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

（その他）

第14条 補助事業者は、この要綱に定めるもののほか、NICOへ提出した書類、またはNICOから交付された書類について、市長が特に必要があると認めるときは、その写しを提出するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、NICOの奨励事業助成金の終了をもってその効力を失う。

(第1号様式)

平成 年 月 日

五泉市長 様

申請者 氏

住所

氏名

印

平成 年度 五泉市起業支援事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、五泉市補助金交付規則第2条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
別添の NICO へ提出した創業事業計画書のとおり
- 2 補助対象経費及び補助金交付申請額

区分	金額
補助対象経費	円 うち NICO の補助対象経費 (円)
NICO に対する 助成金交付申請額①	円
補助金交付申請額 (①×1/2)	円 (千円未満切捨て)

※補助対象経費から NICO に対する助成金交付申請額を差し引いた金額が、NICO に対する助成金交付申請額の 1/2 を超えない場合であり、かつ、補助金の上限額以内である場合は、その金額が補助金交付申請額となる。ただし、NICO の助成を受けようとする費目と同じものに補助金を充てることはできない。

- 3 新規雇用者 (家族・親族除く)

区分	金額
1 雇用保険対象者	人
2 1 以外の者	人
合計	人

- 4 添付書類

- (1) NICO へ提出した起業チャレンジ奨励事業交付申請書類一式の写し
- (2) 事業経費の内容及び補助金交付申請額内訳書
- (3) NICO の起業チャレンジ奨励事業採択交付決定通知書の写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書

事業経費の内容及び補助金交付申請額内訳書

(単位：円)

経費区分	費目	助成対象経費	NICO に対する交付申請額	市に対する交付申請額	備考
事業拠点開設費	機械設備・工具器具等購入費				
	事業所の増改築費 ※新築費は対象外				
	事業用車両購入費 ※乗用車(3,5 ナンバー)は対象外 (旅客運送業を除く)				
	法人登記費用 (印紙・登録免許税除く)				
	消耗品費				
	小 計				
事業促進費	人件費 (本人、3 親等以内の親族除く)				
	光熱水費				
	賃借料				
	通信運搬費				
	広告宣伝費				
	小 計				
合 計					

※記入上の留意事項は NICO の定めに同じ。

※「市に対する交付申請額」の合計欄における上限額は

- ・新規雇用 2 人 (商店街に事業所を設置する場合は 1 人) 以上の場合 150 万円
- ・上記以外の場合 50 万円

※「市に対する交付申請額」は「NICO に対する交付申請額」と同じ費目とすることはできない。

(第2号様式)

暴力団等の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

五泉市長 様

〒

住所

氏名

㊟

私（個人である場合にはその者、法人である場合には役員又は代表者をいう。）並びに私が雇用する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。次に掲げる事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、補助金交付決定の取消しなど、市の行う一切の措置について異議申立を行いません。

また、暴力団排除措置を行うため、この誓約書等により市が警察に照会することについて承諾します。

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 3 暴力団員と密接な関係を有する者

(第3号様式)

五商第 号
平成 年 月 日

様

五泉市長 ⑩

平成 年度 五泉市起業支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、五泉市補助金交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 平成 年度 五泉市起業支援事業補助金
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助事業の目的及び内容
平成 年 月 日付けによる五泉市起業支援事業補助金交付申請書の記載のとおり
- 4 交付条件
(1) この補助金は目的以外の経費に使用してはならない。
(2) 事業の実施に当たっては、五泉市補助金交付規則及び五泉市起業支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

(第4号様式)

年 月 日

五泉市長 様

補助事業者 住 所

氏 名 (名称、代表者氏名) 印

事業計画変更 (中止・廃止・遅延) 承認 (及び補助金変更交付) 申請書

年 月 日付、五商第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり事業計画を変更 (中止・廃止・遅延) したいので承認を受けたく、五泉市起業支援事業補助金交付要綱第7条により申請します。

(なお、これに伴う補助金 円の追加 (減額) 交付を併せて申請します。)

記

- 1 変更 (中止・廃止・遅延) の内容 (及び補助金の変更の算出基礎)
- 2 変更 (中止・廃止・遅延) の理由
- 3 変更 (中止・廃止・遅延) 予定年月日

【添付書類】 1) NICO へ提出した上記関係書類一式

2) 補助金変更の場合は、上記の2、3は空欄とし、別表を添付すること。

(注) 補助金の額に変更がないときは、該当部分を削除すること。

別表

1. 補助金変更の理由

2. 変更の内容

(単位：円)

経費等 経費区分	助成対象経費		助成申請額 (千円未満切捨て)		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	

(第5号様式)

五商第 号
平成 年 月 日

様

五泉市長 印

事業計画変更（中止・廃止・遅延）承認（及び補助金変更交付決定）通知書

年 月 日で事業計画変更承認申請のあった五泉市起業支援事業について、下記のとおり事業計画の変更（中止・廃止・遅延）を承認したので通知します。

（また、年 月 日付、五商第 号で交付決定した補助金交付決定額 円を 円に変更交付決定したので通知します。）

記

変更（中止・廃止・遅延）の内容等

年 月 日付による事業計画変更（中止・廃止・遅延）承認（及び補助金変更交付）申請書の記載のとおり

(注) 補助金の額に変更がないときは、該当部分を削除すること。

(第6号様式)

平成 年 月 日

五泉市長 様

〒

住所

氏名

印

平成 年度 五泉市起業支援事業に係る事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け五商第 号で補助金の交付決定通知のあった
標記補助事業の遂行状況について、五泉市起業支援事業補助金交付要綱第8条
の規定により、関係書類を添えて報告します。

【添付書類】

NICO へ提出した起業チャレンジ奨励事業に係る事業遂行状況報告書類一式
の写し

(第7号様式)

平成 年 月 日

五泉市長 様

〒

住所

氏名

印

平成 年度 五泉市起業支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け五商第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業が完了したので、五泉市起業支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助事業完了年月日
- 3 添付書類
 - (1) NICO へ提出した起業チャレンジ奨励事業に係る事業実績報告書類一式の写し
 - (2) 経費執行状況表

経 費 執 行 状 況 表

(単位：円)

経費 区分	費目	助成対象経費 (税抜金額)	NICO の 交付決定額	市の 交付決定額	備考
事業 拠点 開設 費	機械設備・工具器具等購 入費				
	事業所の増改築費				
	事業用車両購入費				
	法人登記費用(印紙・登 録免許税除く)				
	消耗品費				
	その他必要と認められ る経費				
事業 促進 費	人件費(本人、3親等以 内の親族除く)				
	光熱水費				
	賃借料				
	通信運搬費				
	広告宣伝費				
	その他必要と認められ る経費				
合 計					

(第8号様式)

五商第 号
年 月 日

様

五泉市長 印

平成 年度 五泉市起業支援事業補助金交付額の確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、五泉市起業支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額

2 確定額

(第9号様式)

平成 年 月 日

五泉市長 様

〒

住所

氏名

印

平成 年度 五泉市起業支援事業に係る事業成果の企業化状況報告書

平成 年 月 日付け五商第 号で補助金の交付決定通知のあった
標記補助事業に係る平成 年度の企業化の状況について、五泉市起業支援事
業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

【添付書類】

NICO へ提出した起業チャレンジ奨励事業に係る事業成果の企業化状況報告
書類一式の写し